

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2-2 届出等が必要な行為

(1) 届出等対象行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出等が必要となります。

行為の種類	届出等対象規模			
	(その他の区域)※	景観計画区域		
		重要広域幹線 景観形成区域	景観形成区域	
			重要広域海岸 景観形成区域	港湾景観創出区域
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【建築物の建築等】	高さが10mを超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が500㎡を超えるもの 又は 市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの	すべて	
太陽光発電設備等を使用又は設置する建築物にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積(太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積)の合計が50㎡を超えるもの				
工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 【工作物の建設等】	高さが10mを超えるもの 屋根面に設置されるもので高さが1.5mを超えるもの ただし、太陽光発電設備等にあっては、高さ10mを超える建築物に設置するもの又はモジュール面積の合計が50㎡を超えるもの			
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定するもの)	市街化区域内における土地面積が3,000㎡以上のもの 市街化区域外における土地面積が1,500㎡以上のもの			
土地の開墾その他の土地の形質の変更(開発行為除く)				
木竹の伐採又は物件の堆積				

※景観計画区域のうち、「景観形成区域」、「重要広域幹線景観形成区域」及び「重要広域海岸景観形成区域」を除く区域

新築(新設)	敷地に建築物等を新たに造る工事
増築	建築物等の床面積又は高さを増加させる工事
改築	建築物等の全部又は一部を除却し、用途・規模・構造の著しく異なるものを造る工事
移転	同一敷地内において、既存建築物等を移動する工事
修繕	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法・材料により行われる工事
模様替	既存の建築物等の部分に対して、おおむね同様の形状・寸法によるが、異なる材料により行われる工事

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

【届出等の対象となる工作物】

- ・門、塀その他これらに類するもの
- ・煙突
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗竿、架空電線路用、電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く）
- ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁
- ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設
- ・築造面積が 300 ㎡を超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設
- ・橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの
- ・太陽光発電設備等（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備）で建築物以外のもの

(2) 届出等の対象外となる行為

(1) に掲げる行為のうち、以下のいずれかに該当するものは届出等の対象外となります。

1) 次の表に掲げる行為

行 為	根拠条項※
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	政令第8条第1号
仮設の建築物の建築等	条例第15条 第1項第1号
仮設の工作物の建設等	政令第8条第2号
木竹の伐採で、次に掲げるもの ①除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの ②枯損したもの又は危険なもの ③自家の生活の用に充てるために必要なもの ④仮植したもの ⑤測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの	政令第8条第3号
土地の形質の変更で、次に掲げるもの ①仮設の建築物等の新築、増築、改築、移転の用に供する目的で行うもの ②既存の建築物等の管理のために必要なもの ③面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m を超える法を生じる切土又は盛土を伴わないもの ④景観形成区域外で行うもの	規則第7条第3項
木竹の伐採で、景観形成区域外で行うもの	規則第7条第4項
物件の堆積で、次に掲げるもの ①面積が 10 ㎡以下で、かつ、高さ 1.5m 以下のもの ②景観形成区域外で行うもの	規則第7条第5項
建築物の新築、増築、改築又は移転で、行為に係る部分の床面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第7条第6項 第1号
建築物の外観が変更となる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積の合計が 10 ㎡以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）	規則第7条第6項 第2号
工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く）の建設等で、行為に係る高さが、1.5m 以下のもの	規則第7条第6項 第3号
工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る）の建設等で、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が 10 ㎡以下のもの	規則第7条第6項 第4号
農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、かつ、次に掲げるもの ①幅員 2m 以下の用排水路、農道又は林道の設置 ②土地の形質の変更 ③木竹の伐採（森林の皆伐を除く）	政令第8条第4号 ハ

第2章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

2) 次の法令等による許可等を受けて行う行為

法令等	許可等	根拠条項※
景観法	景観地区内の建築物の建築等の認定 (第 63 条第 1 項)	法第 16 条第 7 項第 8 号
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例	景観地区内の工作物の建設等の認定 (第 26 条の 6 第 1 項)	法第 16 条第 7 項第 9 号
	景観地区内の土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積の許可 (第 26 条の 14)	政令第 10 条第 1 号
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の行為の許可 (第 43 条第 1 項)	政令第 10 条第 3 号
	重要有形民俗文化財の現状変更等の行為の届出 (第 81 条第 1 項)	
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 125 条第 1 項)	
	関係省庁の所管する重要有形民俗文化財等の現状変更等の行為の通知 (第 167 条第 1 項第 6 号)	
	関係省庁の所管する重要文化財等の現状変更等の行為の同意 (第 168 条第 1 項)	
	重要文化財の修理の届出 (第 43 条の 2 第 1 項)	規則第 7 条第 1 項第 1 号
	史跡名勝天然記念物の復旧の届出 (第 127 条第 1 項)	
石川県文化財保護条例	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等の行為の許可 (第 14 条第 1 項、第 35 条第 1 項)	規則第 7 条第 1 項第 2 号
	県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の修理の届出 (第 15 条第 1 項、第 36 条)	
金沢市文化財保護条例	指定文化財(無形文化財及び無形民俗文化財を除く。)の現状変更に係る承認 (第 12 条)	規則第 7 条第 1 項第 3 号
金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可 (第 4 条)	規則第 7 条第 1 項第 4 号
屋外広告物法	条例の規定に適合する屋外広告物等の表示等 (第 4 条、第 5 条)	政令第 10 条第 4 号

※法 : 景観法 政令: 景観法施行令  
 条例: 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例  
 規則: 金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則

3) 次に掲げる行為

- ①非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (法第 16 条第 7 項第 2 号)
- ②法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為(政令第 8 条第 4 号イ)
- ③その他景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為